

日本設備工業新聞

発行所
 (株)日本設備工業新聞社
 東京都渋谷区桜丘町10-13
 〒150-0031 野元第1ビル
 電話 (03) 3496-4774
 FAX (03) 3464-1884
 info@setubikogyo.co.jp
 (購読料郵税共) 年額8,000円



TOTO
 きれいな除菌水のチカラで、
 毎回手間なし除菌。
NEOREST
 詳細は弊社カタログ、HPをご覧ください。

改正法へ社会へ

バリアフリートイレ整備促進

政府は二月九日、高齢者・障害者等移動円滑化法の改正案を閣議決定した。二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした共生社会の実現をめざし、全国におけるバリアフリー化を総合的に推進する。新たに地下駅など近接建築物の連携を促進し、旅客施設にスペースの余裕がない場合、近接建築物への通路やバリアフリートイレの整備を容易にする。これに伴い建築物や道路におけるバリアフリー情報の提供を努力義務化する方針だ。

建築物情報提供に努力義務

本格的な少子高齢化社会・人口減少社会を迎え、高齢者・障害者などの自立と積極的な社会参加を促進するため、公共性のある建築物を高齢者・障害者などが円滑・安全・快適に利用できるよう平成六年に不特定多数が利用する建物を対象とした「ハートビル法」が制定された。平成十八年十二月に同法と駅や空港などの旅客施設を対象とした交通バリアフリー法が統合され、現行の高齢者・障害者等移動円滑化法(バリアフリー新法)として施行された。

活できる環境を整備する

ため、新たに理念規定を設けて共生社会の実現・社会的障壁の除去を明確にする。また国と国民の

責務として高齢者・障害者などへの支援を明記し、鉄道利用者による声かけなどのバリアフリーを推進する。公共交通事業者には施設整備などのハード対策に加え、駅員による旅客の介助や職員研修などのソフト対策のメニューを国交相が新たに提示。そのうえでハード・ソフト対策に関する計画の作成や取り組み状況の報告・公表を義務づける。

バリアフリーのまちづくりでは市町村が駅、道路、公共施設などの一体的・計画的なバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設する。とくに近接建築物と連携して地下駅などのバリアフリー化を実現するため、新たに協定(承継効)制度・容積率特例制度を設けて通路やバリアフリートイレの整備を促進していく。

これにあわせて従来の公共交通機関に加え、建築物などのバリアフリー情報の提供に努力義務を課す。バリアフリー基準については路線バスや離島航路に加えて貸切バスや遊覧船などの適合を義務化。障害者などが参加して取り組みの評価などを行う会議も新設する。

移動円滑化へ新ガイドライン

国交省 施設・車両でトイレに新基準 検討委



国土交通省は二月七日、東京・永田町の都道府県会館で第七回「移動円滑化のための必要な施設・車両等に関する検討委員会」(座長・秋山哲男中央大学研究開発機構教授)を開催した。公共交通機関における新ガイドライン案を示し、施設編・車両等編それぞれでトイレなどの新基準を打ち出した。

高齢者・障害者などの移動円滑化基準が平成十八年十二月に施行されて約十年が経過した。高齢化社会の進行や障害者差別解消法の施行、訪日外国人の大幅増加などバリアフリー・ユニバーサルデザインを取り巻く環境は大きく変化している。そこで同省は有識者検討委を設けてバリアフリー整備ガイドラインや移動円滑化基準の改正に向けた議論を進めてきた。

当日は秋山座長が冒頭あいさつに立ち「バリアフリーコメントを実施し、ガイドラインのブラッシュアップを図っていく。積み残しのないよう最終的な議論をお願いする」と述べた。

新ガイドライン案の施設編によると、高齢者・障害者に配慮した構造のトイレには①車椅子使用者が円滑に利用できる②オストメイト(腹部などに排泄のための開口部を造設した人のパウチなど)の洗浄ができる水洗器具を備えていると表示した便房をそれぞれ一カ所以上設置する。また男女共用便房も一カ所以上設置する方針だ。車両等編では通勤型鉄道・地下鉄にトイレを設ける場合、一カ所以上の車椅子スペースを確保する。

定非営利活動法人自然体験学校が事例を紹介。また同省環境教育推進室が教員環境教育・学習推進リーダー養成事業、三歳児から高校生まで参加可能な「エコクラブ」市民・NGO・事業者による活動へのカウンスリング状況、全国ユース環境活動発表大会、環境・人づくり企業大賞、ESD(持続可能な開発のための教育)活動支援センターを中核とした推進ネットワークの取り組み状況などを報告した。

環境教育法見直しへ

環境省は二月七日、東京・港区のTKP赤坂駅カンファレンスセンターで第二回「環境教育等推進専門家会議」(座長・小澤紀美子東京学芸大学名誉教授)を開き、環境教育等促進法の施行状況を確認した。関連施策の進捗状況を踏まえ、こどもエコクラブによる水環境保全活動などの促進策を検討していく。

環境教育等促進法は施行後五年を経過した

環境教育等促進法は施行後五年を経過した。このため同専門家会議は最近の情勢などを踏まえた見直しを進めている。当日は石坂産業(株)と特



管工機材
管友ネットワーク・グループ
住宅設備機器

安心・安全…おいしい水を提供する 直結給水装置





沖山産機(株) 墨田区墨田4-61-13 〒131-0031 TEL(03)5247-7131 FAX(03)5247-7133 柏市十倉二348 〒277-0872 TEL(04)7132-6361 FAX(04)7132-9270 江戸川区本一色2-18-7 〒133-0044 TEL(03)3654-8111 FAX(03)3651-1245 八丈島営業所 八丈島八丈町三根398 〒100-1511 TEL(04996)2-1402 FAX(04996)2-2102 (株)岡本 新宿区新宿1-11-15 〒160-0022 TEL(03)3356-4871 FAX(03)3356-4374 倉地(株) 墨田区本所1-33-9 〒130-0004 TEL(03)3624-4441 FAX(03)3622-6894 松戸市大橋白幡1108-3 〒270-2224 TEL(047)391-5711 FAX(047)391-5777	(株)角産 練馬区平和台3-26-15 〒179-0083 TEL(03)3931-0701 FAX(03)3931-0702 練馬区西大泉6-10-2 〒178-0065 TEL(03)5387-5611 FAX(03)5387-5610 足立区保木間1-11-2 〒121-0064 TEL(03)5831-0801 FAX(03)5831-0800 葛飾区奥戸6-4-12 〒124-0022 TEL(03)5671-0391 FAX(03)5671-0394 杉並区荻窪3-47-15 〒167-0051 TEL(03)3393-2211 FAX(03)3391-4227 東松山市六反町15-12 〒355-0023 TEL(0493)23-2921 FAX(0493)23-9216 (株)野村総業 東松山市六反町15-12 〒355-0023 TEL(0493)23-2921 FAX(0493)23-9216 (株)ノムラ 杉並区荻窪3-47-17 〒167-0051 TEL(03)3391-2211 FAX(03)3392-5616	(株)慶旺 渋谷区初台2-27-7 〒151-0061 TEL(03)3370-6251 FAX(03)3375-3910 小平市小川町1-341-2 〒187-0032 TEL(042)342-2211 FAX(042)344-2211 サンコー機材(株) 昭島市田中町1-36-12 〒196-0014 TEL(042)543-8811 FAX(042)546-5116 昭島市田中町1-36-12 〒196-0014 TEL(042)541-3652 FAX(042)546-3536 羽村市羽加美1-7-1 〒205-0016 TEL(042)554-1151 FAX(042)554-7516 あきる野市瀬戸岡425-8 〒197-0803 TEL(042)559-5241 FAX(042)559-5205 八王子市桐田町223-1 〒193-0942 TEL(042)668-2261 FAX(042)668-2271
--	--	---